

## 資料 4

12月16日 食品衛生分科会

その他の報告事項  
に関する資料



(4) その他の報告事項

- ・食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について・・1
- ・今後の BSE 対策について ..... 2~11



食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

(前回平成28年9月14日に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
9月14日	動薬	ロメフロキサシン	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし
〃	動薬	クマホス試験法	今後実施予定	—	WTO通報の対象外	—	—
〃	農薬	イミシアホス	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし
〃	農薬	キノメチオナート	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見あり	平成28年10月13日～ 平成28年12月12日	実施中	基準値(案) の変更なし
〃	農薬	サフルフェナシル	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし
〃	農薬	シフルメトフェン	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見あり	平成28年10月13日～ 平成28年12月12日	実施中	基準値(案) の変更なし
〃	農薬	プロヘキサジオンカルシウム塩	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見なし	平成28年10月13日～ 平成28年12月12日	実施中	基準値(案) の変更なし
〃	農薬	メバニビリム	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見あり	平成28年10月13日～ 平成28年12月12日	実施中	基準値(案) の変更なし
〃	農薬及び動 薬	アバメクチン	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見あり	平成28年10月13日～ 平成28年12月12日	実施中	基準値(案) の変更なし
〃	動薬	アルトレノゲスト	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見なし	平成28年10月13日～ 平成28年12月12日	実施中	基準値(案) の変更なし
〃	動薬	クロサンテル	平成28年10月21日～ 平成28年11月19日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案) の変更なし



## BSE 対策の現状について

平成 28 年 12 月 16 日  
生活衛生・食品安全部

### 1. 国内対策

#### (1) 経緯

平成 13 年 9 月、国内において初めて BSE の発生が確認されたため、同年 10 月、と畜場における牛の特定危険部位 (SRM: 頭部 (舌・ほほ肉を除く)、脊髄、回腸遠位部) の除去・焼却を法令上義務化するとともに、と畜場において、全月齢を対象とした BSE 検査を全国一斉に開始した。平成 16 年 2 月からは食品衛生法に基づき、脊柱の食品への使用を禁止した。

また、生産段階での対応として、飼料規制、死亡牛の BSE 検査等を実施している。

その後、国内外の BSE の発生の減少、国際的な状況等を踏まえ、リスク評価機関である食品安全委員会に評価を依頼し、段階的に対策の見直しを行ってきた。

BSE 検査の対象月齢については、食品安全委員会の評価を踏まえ、平成 17 年 7 月に 21 か月齢以上へ、平成 25 年 4 月に 30 か月齢超へ、平成 25 年 7 月に 48 か月齢超へそれぞれ引き上げた。また、SRM については、平成 25 年 4 月に 30 か月齢以下の頭部 (扁桃を除く。) 及び脊髄、同年 2 月に 30 ヶ月齢以下の脊柱を除外する見直しを行った。

その後も国内で BSE が発生していないこと等を踏まえ、平成 27 年 12 月、健康と畜牛の BSE 検査の廃止及び SRM の範囲の変更について、食品安全委員会に評価を依頼した。

平成 28 年 8 月、食品安全委員会より、「BSE 検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。(中略) また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなければならない。24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要がある。」とする評価結果の通知があった。

#### (2) 今後の対応

##### ① 健康と畜牛の検査の廃止

食品安全委員会の評価を踏まえ、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）を改正して、健康と畜牛の BSE 検査を廃止する。

② 生体検査において神経症状等を示した牛の BSE 検査

と畜場法第 14 条第 1 項に基づく生体検査において、BSE と診断された牛については、同法第 16 条第 1 項に基づき、とさつ禁止の措置がとられる。

また、今般の食品安全委員会の評価を踏まえ、今後も、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものに対する BSE 検査を実施する。

③ BSE 検査の見直しに係る今後の予定

平成 28 年内 パブリックコメント、リスクコミュニケーション

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への報告

2 月上旬 関係省令の改正、補助金実施要綱の改正

4 月 1 日 関係省令の施行、補助金実施要綱の施行

④ SRM の範囲

現在、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30 か月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクの比較について食品安全委員会に評価を依頼中であり、食品安全委員会の評価を踏まえ必要な管理措置を実施する。

## 2. 輸入対策

(1) 経緯

平成 8 年 3 月、欧州において、人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) と BSE との関連性が報告されたことから、英國産牛肉の輸入を禁止した。

その後、BSE の EU 諸国等への広がりが確認されたことから、平成 13 年 2 月に BSE 発生国からの牛肉の輸入を禁止した。平成 15 年 5 月にはカナダで、同年 12 月には米国で、平成 24 年 12 月にはブラジルで BSE の発生が確認されたことからそれぞれ牛肉の輸入を禁止した。

米国及びカナダ産牛肉については、食品安全委員会の評価を踏まえ、20 か月齢以下の牛由来等を条件として、平成 17 年 12 月に輸入を再開した。

平成 23 年 12 月、BSE 対策の開始から 10 年以上が経過し、国内外の BSE のリスクが低下している状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しを行うため、国内対策のほか、米国、カナダ、フランス及びオランダの輸入月齢制限について、BSE に関する国際的な管理で使用されている「30 か月齢」への引上げ、SRM については国際基準を考慮した変更について、食品安全委員会に評価を依頼した。その結果、食品安全委員会において、「20 か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」) の場合と「30 か月齢」の場合の、リスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」と評価されたことを踏まえ、平成 25 年 2 月に、輸入条件を改正した。

その後も、他の BSE 発生国からの要請を踏まえ、資料等が整い次第、食品安全委員会に評価を依頼し、その評価の範囲内で輸入条件を定め、現地調査及びパブリックコメントを実施した上で、輸入を再開している。

輸入が再開された国からの牛肉については、輸入条件に適合しているかどうか輸入時に検疫所において検査するとともに、適宜現地査察を実施している。

## (2) 今後の対応

### ① 月齢条件

平成 23 年 12 月の食品安全委員会への諮問内容には、月齢の規制閾値について、「30 か月齢」とした場合の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価についても含まれている。今後、食品安全委員会の評価が得られれば、その評価内容を踏まえ、必要な管理措置の見直しを行う。

### ② SRM の範囲

国内措置の SRM の範囲の変更に関わらず、個別に食品安全委員会の評価が必要。

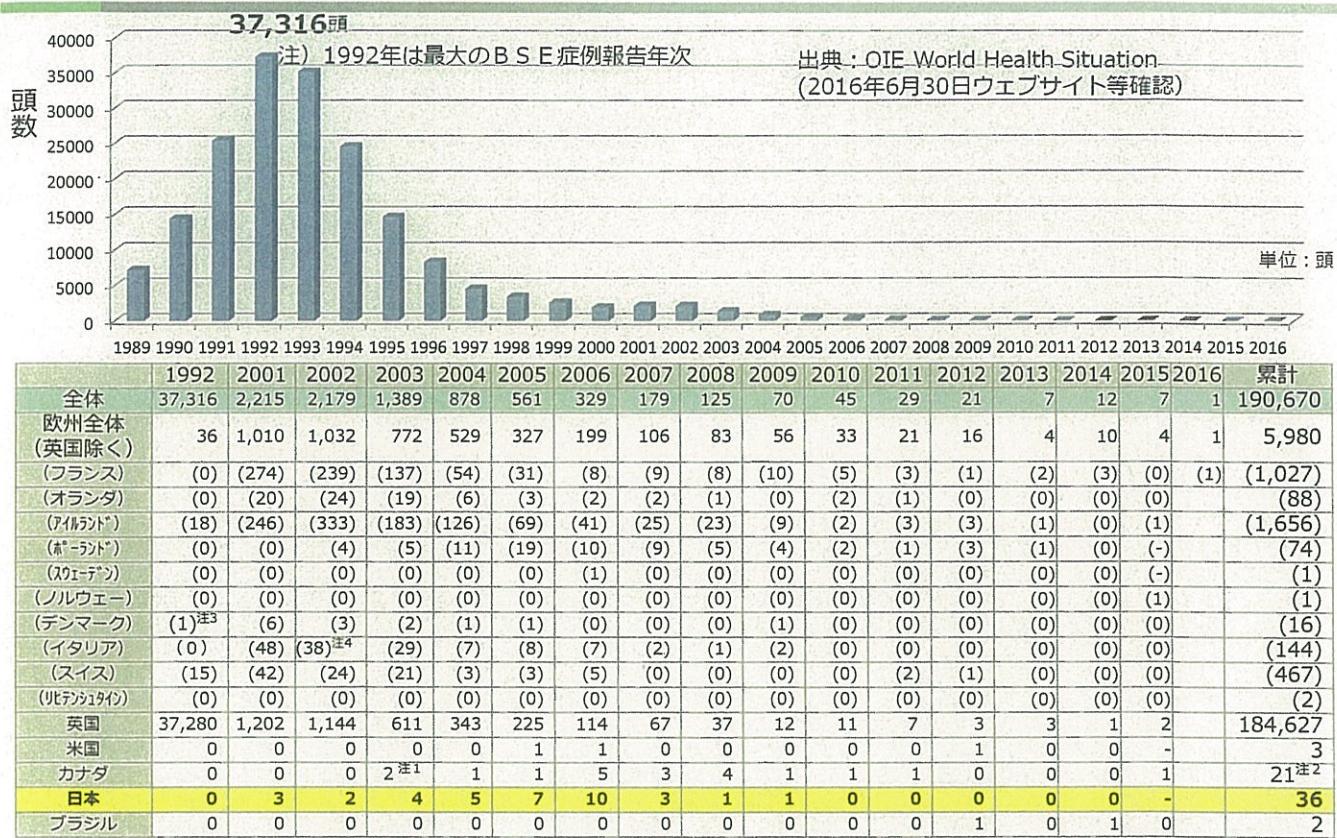
# BSE対策の現状



## ■ BSE対策の経緯

	国 内			輸 入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ等
H 8. 3					英國産:禁止 EU産:禁止
H12. 12					
H13. 9	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去・焼却義務づけ           <ul style="list-style-type: none"> <li>-頭部(舌・頬肉以外)</li> <li>-せき臍</li> <li>-扁桃</li> <li>-回腸遠位部</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉骨粉飼料完全禁止</li> </ul>		
H14. 6					
H15. 5					
H15. 12					
H16. 2		・せき柱も使用禁止			
H17. 8	21か月齢以上				
H17. 12					
H21. 4					
H21. 5					
H25. 2		・30か月齢超のせき柱使用禁止			
H25. 4	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去・焼却義務づけ           <ul style="list-style-type: none"> <li>-30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき臍</li> <li>-全月齢の扁桃、回腸遠位部</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OIE総会で「無視できるリスクの国」と認定</li> </ul>	30か月齢以下	フランス、オランダ輸入再開 【以降の再開国】 アイルランド、ポーランド、ブラジル、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、イタリア、イス、リヒテンシュタイン
H25. 7	48か月齢超				
H27. 3		・頭部の皮を除外、背柱の取扱いの変更			

## ■ 世界のBSE発生件数の推移



(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。 (注3) 輸入牛において確認されたもの。 (注4) うち2頭は輸入牛による発生

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



## ■ 食品安全委員会の食品健康影響評価の概要

### 【評価の基本的考え方】

- ① 2002年1月（出生年月でみた定型BSEの最終発生）より後の出生コホート
  - ☑ 2013年評価書の評価を再確認（11年以上発生が確認されなければ、今後、BSEが発生する可能性はほとんどない）
- ② 2002年1月以前の出生コホート
  - ☑ 2013年評価書以降のBSEサーベイランス及び発生状況等を確認
- ③ 非定型BSE
  - ☑ 非定型BSEについて記載した2012年評価書以降の発生状況等を確認

**健康と畜牛のBSE検査を廃止した場合の  
vCJDを含む人のプリオント病発症の可能性  
について総合的に評価**



## ■ 食品安全委員会の食品健康影響評価のまとめ(平成28年8月30日)

### 【検査対象月齢】

- 今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いとした2013年5月評価書の評価は妥当であると考えられる。
- 非定型BSEは、疫学的に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)を含む人のプリオント病との関連を示唆する報告はなく、発生頻度も極めて低い。  
H型について、動物実験から人への感染の可能性は確認できない。  
L型について、SRM以外の組織の感染性は極めて低い。



牛群のBSE感染状況、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程での措置に加え、種間バリアの存在を踏まえると、SRM（脳、脊髄など）以外の牛肉等の摂取に由来するBSEプリオントによるvCJDを含む人のプリオント病発症の可能性は極めて低い。



## ■ 食品安全委員会の食品健康影響評価のまとめ(平成28年8月30日)

### 【評価結果（検査対象月齢）】

- 現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

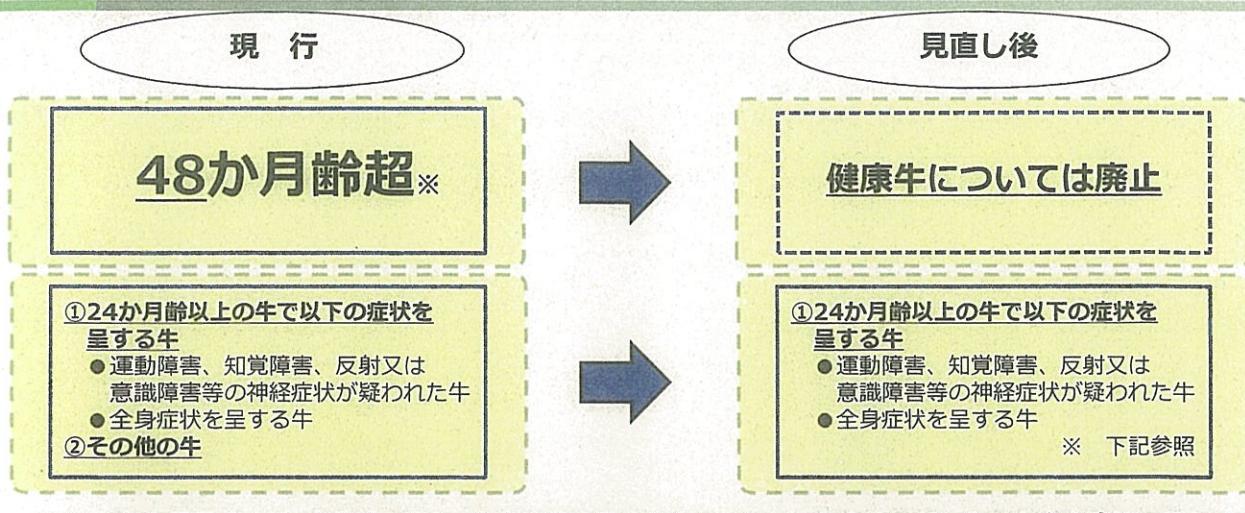
引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要がある。

（その他、飼料規制の実効性の確保、非定型BSEに係る知見の収集についても言及。）

### 【SRMの範囲（引き続き、評価依頼中）】



## ■ 今後の対応 ~BSEスクリーニング検査対象月齢~



※食品安全委員会より、症状牛のうち、全身症状を呈する牛について、自治体に対しその内容を適切に周知することについて意見があつたことを踏まえ、症状牛についてBSE検査するための手順を以下のとおりとする。

BSEスクリーニング検査は、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症候の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛についてと畜検査員が疾病鑑別の観点から必要と判断する場合につき実施する。

症状の原因の探索にあつては、出荷元農場における当該牛の病歴を診断書等により確認する。

なお、農林水産省の牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針においては、異常牛の臨床症状(特定臨床症状)について、以下のとおり示されているので診断の参考とする。

- 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
  - a 興奮しやすい
  - b 音、光、接触等に対する過敏な反応
  - c 群内序列の変化
  - d 採乳時の持続的な蹴り
  - e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
  - f 扉、柵等障害物におけるためらい等
- 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状



## ■ 今後の対応(スケジュール)

○8月30日 食品安全委員会から答申

(伝達性海綿状脳症部会後の厚生労働省の手続き (予定))

- 11月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
伝達性海綿状脳症対策部会
- 12月 リスクコミュニケーション  
パブリックコメント  
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会報告

(2017年)

- 2月上旬目途 関係省令の改正、補助金実施要綱の改正
- 4月1日 関係省令の施行、補助金実施要綱の施行



## BSE発生国への対応

国名	OIE ステータス	H17 年度	～	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28年度
米国	無視できる リスク				一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日～)			
カナダ	管理された リスク				一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日～)			
フランス	管理された リスク				一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日～)			
オランダ	無視できる リスク				一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日～)			
アイルランド	管理された リスク				一定条件下で輸入再開 (H25年12月1日～)			
ポーランド	管理された リスク					一定条件下で輸入再開 (H26年8月1日～)		
ブラジル	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H27年12月21日～)	
ノルウェー	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日～)	
デンマーク	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日～)	
スウェーデン	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月26日～)	
イタリア	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年5月2日～)	
スイス・リヒテンシュタイン	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日～)	
オーストリア	無視できる リスク						食品安全委員会においてリスク評価中	

一定条件：SRM除去及び30か月齢以下であること(■)等

(アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下(■)、オランダはH27年6月まで12か月齢以下(■)、ブラジルは48か月齢以下(■))

Ministry of Health, Labour and Welfare

9

## 国産牛のBSE対策の経緯① (参考)

平成13年 (2001)	・ 9月10日 ・ 10月 4日 ・ 10月18日～	国内において1頭目のBSE感染牛確認(農) 肉骨粉飼料完全禁止(農) と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査(厚) 特定部位(全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄、扁桃及び回腸遠位部)の除去、焼却の義務づけ(厚)
平成14年 (2002)	・ 6月14日	牛海绵状脳症対策特別措置法の公布(厚、農)
平成16年 (2004)	・ 2月16日～ ・ 2月 ・ 9月 9日	BSE発生国の牛のせき柱(全月齢)の食品への使用禁止(厚) 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始(食安委) 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表(食安委) ・特定危険部位(SRM)の除去は人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効。 ・これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等
・ 10月15日		全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問(厚、農) ・BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等
平成17年 (2005)	・ 5月 6日 ・ 7月 1日	食品安全委員会から答申(厚、農) 牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布(厚) ・検査対象月齢: 零月以上→21ヶ月以上
・ 8月 1日		改正省令の施行(厚) ・21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年(2008年)7月末に終了した。
平成21年 (2009)	・ 4月 1日～ ・ 5月26日	と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッキング(注)を禁止(厚) (注)と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき骨神経組織を破壊すること。 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定

Ministry of Health, Labour and Welfare

10

## 国産牛のBSE対策の経緯②（参考）

<b>平成23年</b> (2011) ・ 12月19日	BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問（厚）
<b>平成24年</b> (2012) ・ 10月22日	食品安全委員会から1次答申（厚）
<b>平成25年</b> (2013) ・ 2月 1日 ・ 4月 1日 ・ 5月13日 ・ 5月28日 ・ 6月 3日 ・ 7月 1日	関係省令等の一部改正の公布 検査対象月齢：20ヶ月超→30ヶ月超、SRMの国際基準整合（30ヶ月齢以下の脊柱を除外） 関係省令等の一部改正の施行（30ヶ月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外） 食品安全委員会から2次答申（厚）（検査対象月齢を48ヶ月超を可能とする評価結果） OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布 ・ 検査対象月齢：30ヶ月超→48ヶ月超 改正省令の施行（厚） ・ 国庫補助についても同時に対象を48ヶ月超に見直し
<b>平成26年</b> (2014)	
<b>平成27年</b> (2015) ・ 3月27日 ・ 12月18日	SRMから頭皮を除外（ゼラチン及びコラーゲンに係る見直し） BSE国内対策の見直しに関する食品安全委員会の諮問 ①と畜場におけるBSE検査に係るリスク評価 ②SRMの範囲に係るリスク評価
<b>平成28年</b> (2016) ・ 8月30日	食品安全委員会から答申（と畜場におけるBSE検査に係るリスク評価結果） 48ヶ月齢超の健康牛のBSE検査を廃止してもリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。



## 輸入牛肉のBSE対策の経緯①（参考）

<b>平成8年</b> (1996) ・ 3月25日 ・ 3月26日	欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択 英國産牛肉・牛肉加工品の輸入中止
<b>平成12年</b> (2000) ・ 12月22日	EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止
<b>平成13年</b> (2001) ・ 2月15日	BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止
<b>平成15年</b> (2003) ・ 5月21日 ・ 12月24日	カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止 米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止
<b>平成17年</b> (2005) ・ 5月24日 ・ 12月 8日 ・ 12月12日	食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問 食品安全委員会の答申 米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開 ・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来 ・ 特定危険部位（SRM）はあらゆる月齢から除去



## 輸入牛肉のBSE対策の経緯②(参考)

平成19年 (2007) ・ 5月25日 ・ 6月 1日 ・ 6月20日	OIE総会（米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定） カナダ側から輸入条件見直し協議の要請 米国側から輸入条件見直し協議の要請 【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行
平成23年 (2011) ・ 12月19日	BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問
平成24年 (2012) ・ 10月22日 ・ 12月 8日	食品安全委員会から答申 ブラジルにおいてBSE感染牛確認、輸入手続停止
平成25年 (2013) ・ 2月 1日 ・ 4月12日 ・ 5月28日 ・ 12月 2日	米国、カナダ、フランス、オランダ産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等） ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会に諮問 OIE総会において、日本、米国、オランダ等を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。 アイルランド産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
平成26年 (2014) ・ 8月 1日 ・ 12月16日	ポーランド産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等） ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会より答申

 Ministry of Health, Labour and Welfare

13

## 輸入牛肉のBSE対策の経緯③(参考)

平成27年 (2015) ・ 1月23日 ・ 3月27日 ・ 12月21日	米国産牛肉等加工品の輸入再開 BSE発生国から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱いの見直し ブラジル産牛肉の輸入条件改正・施行（48か月齢以下の牛由来等）
平成28年 (2016) ・ 2月 2日 ・ 2月26日 ・ 5月 2日 ・ 7月 5日	ノルウェー・デンマーク産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等） スウェーデン産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等） イタリア産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等） スイス・リヒテンシュタイン産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）